



介護サービス費等の負担限度額が変わります

■高額介護サービス費の負担限度額

医療保険制度の高額療養費制度に合わせ、一定年収以上の高所得者（本人又は同一世帯に課税所得380万円（年収約770万円）以上の65歳以上の方がいる場合）は、月々の負担の上限額が引き上げられることになりました。11月振り込み分（8月利用分）の「高額介護（予防）サービス費」払い戻しから、反映されます。

■食費・居住費の負担限度額

介護保険法関係法令の改正により、令和3年8月1日から、市町村民税世帯非課税で介護保険施設に入所の方やショートステイ利用の方の食費・居住費の助成制度（補足給付）が一部変わります。

①認定要件である預貯金額が変わります。

	R3.7月まで	R3.8月から
年金収入等※80万円以下（第2段階）	単身1,000万円 夫婦2,000万円	単身650万円、夫婦1,650万円
年金収入等 80万円超120万円以下（第3段階①）		単身550万円、夫婦1,550万円
年金収入等 120万円超（第3段階②）		単身500万円、夫婦1,500万円

※公的年金収入額（非課税年金を含む）＋その他の合計所得金額

②食費（日額）の負担限度額が変わります。

	施設入所者		ショートステイ利用者	
	R3.7月まで	R3.8月から	R3.7月まで	R3.8月から
年金収入等※80万円以下（第2段階）	390円	390円	390円	<u>600円</u>
年金収入等 80万円超120万円以下（第3段階①）	650円	650円	650円	<u>1,000円</u>
年金収入等 120万円超（第3段階②）	650円	<u>1,360円</u>	650円	<u>1,300円</u>

●問合せ

保健課介護・高齢者支援係 ☎75-4960／福岡県介護保険広域連合事業課給付係 ☎092-981-9073



敬老祝金

うきは市では高齢者の長寿を祝し、高齢者の福祉の向上に寄与するため、毎年老人週間にあわせて、対象となる方に敬老祝金を贈呈しています。

今年は、下記の要件に当てはまる方に敬老祝金を贈呈します。

■贈呈対象者・金額

令和3年9月1日現在、うきは市の住民基本台帳に登録されている方で、次の年齢に該当する方。（令和3年8月31日以前に転出または死亡された方は対象となりません。）

○88歳の方（昭和8年4月2日～昭和9年4月1日生まれの方）贈呈金額：10,000円

○100歳の方（大正10年4月2日～大正11年4月1日生まれの方）贈呈金額：30,000円

○101歳以上の方（大正10年4月1日以前生まれの方）贈呈金額：10,000円



■贈呈方法について

敬老祝金は口座振込となります。対象となる方には、8月中旬頃に通知を送付しますので、同封の申請書に必要事項をご記入の上、返信用封筒にてご返送をお願いします。

●問合せ 保健課介護・高齢者支援係 ☎75-4960